

家庭医学講座

テーマうつ病について。

日時・会場 1月18日(土)午後1時30分～3時30分。札幌市医師会館(中央区大通西19)。

【詳細】地域保健課☎(21)2306

東健康づくりセンターの一時休館

運動フロアー、更衣室などの改修工事のため休館します。
期間 12月29日(日)～3月31日(月)。
所在地 東区北10東7。

【詳細】地域保健課☎(21)2306

思春期精神保健講演会

テーマ不登校、ひきこもりをめぐって。

日時 2月6日(木)午後6時30分～8時30分。

会場 ちえりあ(15階)。

【詳細】精神保健福祉センター☎(622)2561



税の窓口

△所得税の還付申告は1月から税務署で受け付けます▽

税務署では、還付申告を1月6日(月)から受け付けます。確定申告書などは、ご自分で記入し税務署の窓口へ直接持参するか郵送で提出し、印刷。税務署へ行く際には、印

鑑、前年の確定申告書などの控え、計算器具、筆記具のほか、源泉徴収票などの必要書類をお持ちください。

なお、サラリーマンや年金を受給している方の還付申告の受け付けは、税務署のほか、次の会場でも行います。混雑具合により、時間前に受け付けを終了する場合があります。

日時 2月3日(月)～28日(金)午前9時30分～午後4時(土・日曜、祝日を除く)。

会場 市民会館(中央区北1西1)2階会議室。

※各区特設会場の設置期間は区ごとに異なります。北・西・手稲区は今月号、その他の区は2月号の区民のページをご覧ください。

【詳細】各税務署

△住宅用地の申告を▽

住宅用地(住宅の敷地)に対する固定資産税・都市計画税

の課税標準は特例により減額されます。また、被災住宅用地(災害で滅失するなどした住宅の敷地)に対する課税標準も特例により災害の発生後2年度分限り減額されます。

申告していただく方 15年1月1日現在土地を所有する方で、14年中に住宅の新築・改築・取り壊しなどを行った場合、

②12年1月2日以降に火災などの災害により住宅が滅失・

損壊した場合です。
申告期限 1月31日(金)。

【申告先詳細】土地の所在する区

△償却資産の申告を▽

15年1月1日現在、市内で事業を営み、事業用償却資産(事務機器・店舗用備品・各種機械工具など)をお持ちの方には、固定資産税が課せられます。「償却資産申告書」を償却資産のある区へ提出してください。申告用紙の届いていない方はご連絡ください。

申告期限 1月31日(金)。

△給与支払報告書の提出を▽

1月1日現在、従業員が居住している市町村ごとに区分し、総括表を添えて該当する市町村へ直接提出してください。従業員が居住している住所が異なる場合は、住所について個別の判定が必要になりますので、

区役所にご相談ください。
提出期限 1月31日(金)。

【詳細】区役所(15階)の課税課

△市税の納付は安心・便利な

口座振替(自動払い込み)で市・道民税(普通徴収分)と固定資産税(償却資産分を含む)・都市計画税は、口座振替で納付できます。14年度分の納税通知書に同封されたはがき式申込書をお送りいただくか、預金通帳とその届け出印をご持参の上、預金口座のある金融機関、郵便局が区役所納税課でお申し込みを。なお、申込書の「納税通知書番

号」欄には、市・道民税については15年1月1日現在の住所の区名を記入し、固定資産税については土地・建物または償却資産の所在する区名を記入してください。

【詳細】納税指導課☎(21)2392

△15年度から市・道民税の申告書が新しくなります▽

①所得税の確定申告書に近い様式になります。②記入欄が大きくなり、記入しやすくなります。③「所得から差し引かれる金額(所得控除額)」を記載することで、税額を計算しやすくなります。

新様式の申告書は、区役所の課税課で閲覧できます。

【詳細】区役所(15階)の課税課

1月31日(金)は、市・道民税(第4期分)の納期限です。

固定資産税・都市計画税の納付はお済みですか。市税は快適な暮らしを支える、大切な財源です。



保険・年金

国民年金

△国民年金に未加入の方へ▽
 国民年金は、20～59歳の方が原則としてすべて加入し、老後の生活を支えていく制度

です。年金に加入し保険料を納めていると、万一のときにも、障害年金や遺族年金を受給できる場合があります。

未加入の方は、お住まいの区の区役所に相談の上、至急手続きをしてください。

【詳細】区役所(15階)の保険年金係

国民健康保険・介護保険



△国民健康保険料・介護保険料は所得控除の対象に▽

昨年中(1～12月)に納めた保険料は、税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。

□口座振替で納付された方には「年間納付済額のお知らせ(国民健康保険と介護保険で別々のもの)」を1月末に郵送しますのでご利用ください。

ただし、介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)分はこれに含まれませんので、年金保険者から送付される「源泉徴収票」をご利用ください。

納付済み保険料領収証書の紛失などで代わりのものが必要な方には、「納付確認書」を発行しますので、区役所の